平成２６年（フ）第１２８号
神戸市兵庫区湊川町10丁目11番１号　103、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町７丁目３番22―301号
債務者　松浦里江子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目８番18号
債務者　伊藤こと　周　　文子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第７０号
北九州市八幡東区尾倉３丁目２番９―204号
債務者　田代　政文
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第８４号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目26番50号
債務者　今吉志津子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第１７号
島根県飯石郡飯南町獅子25番地
債務者　田部　芳枝
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第８０号
熊本市中央区本荘５丁目11番４号　プレジデント本荘306、前住所熊本市中央区渡鹿５丁目10番27号　１―Ｃ
債務者　本田　マリ（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１０３号
熊本県菊池市泗水町吉富2900番地　こすもす荘、前住所熊本県菊池市泗水町吉富205番地132　アイビー吉富101号
債務者　水戸川　誠
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１０８号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森2728番地３、前住所熊本県阿蘇郡西原村大字小森2113番地15
債務者　江入きみ子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１０９号
熊本市西区上熊本１丁目２番37号　上妻アパート２号
債務者　青木　　治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１１号
青森市大字荒川字筒井50番地１
債務者　吉崎　明弘
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２６号
青森市本泉２丁目３番13号
債務者　小笠原多喜子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１９号
青森県八戸市多賀台２丁目15番地37、前住所青森県青森市富田３丁目７―１　メープルタウンＡ棟101号
債務者　鈴木　優一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２６年（フ）第６号
大分県佐伯市大字稲垣1878番地５
債務者　田中美津子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係
平成２６年（フ）第１７号
山口県周南市築港町12番１号徳山駅前スカイマンション302号室、前住所山口県周南市大字久米837番地の１グリシーナ103号
債務者　河村　政美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
山口地方裁判所周南支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第５６号
東京都港区虎ノ門１丁目７番７号
再生債務者　東京セラミックス株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月22日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年４月14日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月８日
平成26年３月10日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再）第７１号
神奈川県横浜市都筑区加賀原１丁目12番18号
再生債務者　高橋　肇治
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月22日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年４月14日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月８日
平成26年３月10日
東京地方裁判所民事第20部